

災害における被害調査および義援金取扱いに関する規程

平成31年4月20日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国内における大規模な地震や台風などによる著しい被害を及ぼす災害が発生した場合に、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）が実施する被害調査および災害支援義援金（以下、「義援金」という。）の募集、支給とその管理等に関する事項を定める。

(対象)

第2条 激甚災害法に基づく激甚災害が指定された災害を対象とする。

2 被害調査の対象は、当該災害を原因とする本会会員の人的被害および会員が主として居住する家屋とする。

第2章 被害調査

(方法)

第3条 激甚災害が発生した場合、災害対策委員長は災害協定に基づき、組織規程第6条に規定する地区の（診療）放射線技師会会長（以下、「地区技師会長」という。）に会員の被害情報の提供を依頼する。

2 地区技師会長は、次の号の資料を取りまとめて災害対策委員長に提出することとする。ただし、資料に不備がある場合は被害者として認められない場合がある。

(1) 災害対策委員会が提供する調査回答票

(2) 家屋損壊については、損壊状況がわかる写真（屋根、柱、床、外壁、内壁、天井、建具、基礎、設備等）または罹災証明書の写し

(3) 人的被害の場合は診断書の写し

3 被害調査の期間は災害規模等により災害対策委員会が判断する。

4 災害対策委員長は被害調査の結果を理事会に報告する。

(被害レベルの判断)

第4条 被災会員の被害レベルは判定表（別表1）および部位による判定表（別表2）に基づき災害対策委員会が決定する。

2 水害、地震、風害以外の大規模災害が発生した場合の被害レベルの判定については、判定表をもとに理事会で決定するものとする。

第3章 義援金

(義援金の募集)

第5条 激甚災害に対して、理事会決議により義援金を募集する。

2 理事会は、上半期（4月1日から9月30日）、下半期（10月1日から3月31日）の半期ごとに、災害規模および会員被害情報等をもとに次の各号を決定する。

- (1) 義援金募集の目的
 - (2) 義援金配分先
 - (3) 募集期間
 - (4) 募集の方法
- 3 義援金募集の窓口は本会事務局（以下、「事務局」という。）が行い、前項の内容を地区技師会長に通知し義援金を募集する。
- 4 募集は義援金のみを対象とし、救援物資等の募集はしない。

（義援金の管理）

第6条 義援金は指定口座で管理する。

- 2 義援金預金により生ずる利息は、義援金に充てる。

（義援金配分額）

第7条 災害対策委員会は第4条の被害レベルに基づいて、被災会員ごとの義援金配分額を決定し、理事会の承認を得ることとする。

- 2 義援金配分額の決定においては、送金等に要する経費を義援金から差し引いて算定する。
- 3 当該義援金の配分額の算定においては留保しないよう処理する。
- 4 理事会により義援金の配分を決定した以降の新たな被害情報は受付けない。

（義援金の配布）

第8条 配分額が決定次第、速やかな配分に努める。

- 2 事務局は被災会員および配分額のリストを被災地区ごとに作成し、地区技師会長へ通知する。
- 3 事務局は地区技師会長が指定する口座に該当額を振り込み、地区技師会長に義援金の贈呈を委託する。ただし、本会会長または地域理事が現地へ出向して贈呈する場合はその限りではない。
- 4 義援金の配分においては、募集の際に明記した目的および分配先を変更することはできない。

（委任）

第9条 本規程に該当しないものについては、理事会にて審議のうえ決定する。

第4章 補則

（改廃）

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

- 1 本規程は、平成31年4月20日から施行する。

<別表1> 判定表

災害	被害	被害詳細	被害レベル
水害	全壊	①一見して住家全部が倒壊 ②一見して住家の一部の階が全部倒壊または家屋損傷割合が50%以上 ③一見して住家全部が流失 ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没 ⑤住家流失又は床上1.8m以上の浸水	3
	半壊	床上～1.8m未満の浸水	2
	半壊に至らない	床下浸水	1
地震 風害	全壊	①一見して住家全部が倒壊 ②一見して住家の一部の階が全部倒壊または家屋損傷割合が50%以上 ③一見して住家全部が流出又はずり落ち ④地盤液状化等により基礎が破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断 ⑥家屋傾斜	3
	半壊	家屋損傷割合が20～49%	2
	半壊に至らない	損傷率が20%未満	1
外傷等	重症	入院	3
	軽症	通院	2

<別表2> 部位による判定表

損害部位	構成比(%)
柱	75
基礎	75
屋根	15
建具	15
床	10
外壁	10
内壁	10
設備	10
天井	5

一見大きな損壊がない場合でも、損壊率の部位別構成比の合計が75%以上の場合を全壊、50%以上を半壊と判定し、49%以下は対象としない。

「柱」と「基礎」については家屋の機能を損なうものであるため、いずれかに重大な損害がある場合は全壊と判定する。